

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
五地先まで	桶川市大字加納字笹原九二〇番一地 先から同市大字加納字天神七七一番	区 間
一一・五〇〇一三・六〇	八・一〇〇一・四〇	敷地の幅員 (メートル)
六〇一・〇〇		延長 (メートル)
	歩道整備事業による。	備 考